

4 維持管理目標

各施設が有する機能を最小限のコストで適切に発揮させることを目標とします。

河川・水路・雨水流出抑制施設に対し、「治水」「環境」「利用・活用」の観点で具体的な維持管理の目標を設定します。

	治水	環境	利用・活用
河川	河道への土砂の堆積や雑草の繁茂、河床の洗堀などを把握し、雨水を流下させるための断面の確保と施設の機能を維持します。	親水拠点等の施設の状況や、平常時に川が流れている滞筋※1などを把握し、良好な河川環境を維持・保全します。	市民共有の財産である河川の安全・安心な利用を推進します。
水路	雨水の流下機能を有する水路を適切に把握し、機能を維持します。	小川アメニティやせせらぎ緑道など、市民に親しまれている環境を維持します。	市民利用されている水路の安全性を確保します。
雨水流出抑制施設	土砂の堆積や雑草の繁茂、土留め壁の状況などを把握し、大雨時の雨水を貯留する必要容量の確保と施設の機能を維持します。	ビオトープ等の生物の生息環境を維持します。	市民利用されている施設の安全性を確保します。また、施設上部の有効利用を推進します。

※1 滞筋：平常時に水が流れている水みちのこと。



「治水」流下断面の確保
(二級河川 阿久和川)



「環境」親水拠点の維持
(一級河川 梅田川)



「利用・活用」安全・安心な利用
(二級河川 いたち川)

5 維持管理上留意すべき事項

社会情勢の変化を踏まえ、これまで以上に適切に維持管理をしていくため、水辺愛護会をはじめとした地域との連携強化や、デジタル技術の積極的な活用を図っていきます。

また、施設ごとに以下の事項に留意しながら維持管理を行います。

(1) 河川

流下能力の確保のため、堆積土砂や河道内樹木等により流下断面を阻害する恐れがあること、また、支川や水路等の合流点の直下においては、深掘れが発生する恐れがあることに留意し、維持管理します。

さらに、すべての川づくりの基本である「多自然川づくり※2」を志向した維持管理に取り組みます。



流下能力の確保
(二級河川 和泉川)

(2) 水路

水路の位置や構造等について適切に把握し、背後地に住宅が隣接している箇所や、上部が利用されている箇所が存在する場合は、流下能力の確保に加えて、安全性や利用形態にも留意し、維持管理します。

また、小川アメニティやせせらぎ緑道など、市民の皆様が親しまれている施設については、市民利用とともに生物の生息環境等にも配慮した管理を行います。



環境整備
(舞岡町小川アメニティ)

(3) 雨水流出抑制施設

施設内で土砂堆積や樹木等の繁茂が進展し、貯留機能が低下しないよう管理します。

また、都市部における貴重な自然環境の創造と多様な自然ネットワークを形成することを目的にビオトープを整備した雨水調整池では、良好な環境を維持します。

さらに、公園等多目的に利用されている雨水調整池では、利用者の安全性に配慮します。



ビオトープ
(三保第一雨水調整池)

※2 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

6 地域連携等

河川や水路等を良好に維持していくためには、河川と地域との歴史を学び、その地域の自然風土、生活環境、産業経済、社会文化等の特性を踏まえるなど、地域社会と一体となって維持管理することが必要です。

地域の環境をより良い状況に保ち、市民の皆様が快適に水辺とふれあい親しむことができるよう、水辺の美化活動に取り組んでいただいている水辺愛護会をはじめ、市民団体、関連公共団体のほか、道路管理者や公園管理者等、多様な主体との連携をこれまで以上に強化していきます。

水辺の美化活動（水辺愛護会による清掃・除草・花植え）



河川の清掃

雨水調整池の除草

せせらぎ緑道の花植え

7 効率化に向けた取組

河川等の維持管理においては、気候変動に伴い多発する自然災害や、高度成長期に集中して整備した施設の老朽化、少子高齢化を背景とする担い手不足など、様々な課題に直面しています。

一方、AIなどのデジタル技術の飛躍的な進展により、維持管理分野においても先端技術の導入やデータの利活用による効率化が期待できることから、これらの社会課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用していきます。



河川点検システムの活用



AIを活用した土砂堆積量の把握

8 維持管理対策

点検等による状態把握や分析、評価などの維持管理サイクルを構築し、予防保全型の維持管理を推進します。

(1) 基本データの収集

各観測データ、点検・補修記録や竣工図等の維持管理に必要な基本データを収集・蓄積します。

(2) 巡視

定期的・計画的に施設を巡視し、異常及び変化等を概括的に把握します。不法行為を発見した場合は、適切に対処します。

(3) 点検

定期的・計画的に施設を点検し、異常及び変化等を計測、記録します。また、河川等が増水後できるだけ速やかに点検を実施します。

(4) 状態把握の分析、評価

点検等の結果の分析、評価を行い、補修等の維持管理対策に繋がります。

(5) 状態把握の記録

「河川点検システム」等を活用し、巡視や点検の記録をデータベースシステムに蓄積します。

(6) 具体的な維持管理対策

(1) から (5) の結果を基に、土砂堆積や樹木繁茂による流下阻害等の防止、老朽化した施設の維持補修等を行います。対策の実施にあたっては、下水道事業との連携により、一層の効率化を図ります。

対策箇所や補修手法等の具体的な実施内容については、本計画に基づき、個別施設計画^{※3}に反映させるなど、予防保全型の維持管理を計画的に推進します。

※3 個別施設計画

横浜市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化など個別施設ごとの具体的な対応を定めたもので、河川施設では、河川保全計画、水路保全計画(護岸形式区間)、水路保全計画(柵きよ、暗きよ形式区間)、雨水調整池保全計画、ポンプ排水型遊水地設備長寿命化計画の5計画を策定しています。



河川施設の変状（ひび割れ）

樹木繁茂

水防機器の管理